

サンワ・リノテックがお届けするお得な記事満載の情報紙。 きっとお役に立ちます。

公的機関の関係者に聞く

今号は、建設廃棄物協同組合(建廃協)の理事長島田啓三氏にお話をお伺いしました。

いままでも何度かセミナーで拝聴したことはありましたが、日本繊維状物質研究学術集会で改めてお話をお伺いして、ぜひ読者の皆さんにもその情報をお届けしたいとの思いで実現させていただいた企画です。

Q. 理事長の自己紹介からお願いします。

もともとは、国土交通省の前身になる建設省の出身です。入省したのは昭和48年で、近畿地建(近畿地方建設局、現地方整備局)がスタートでした。その後51年に東京に転勤してからは、ずっとそのまま東京で活動しています。

建築が専門で主に官庁営繕の仕事をしていましたが、建設業法を担当している建設業課で勤務したことがあります。仕事の内容は建設業法の中の技術的な部分、技術者制度などを主に担当していたのですが、それ以外に建設業界の指導監督といったことと併せて、ご用聞きみたいに業界で困っている問題に取り組みました。その一つが廃棄物問題であり、アスベストの問題でした。東京の石神井小学校でアスベスト問題が取りざたされて、除去工事が盛んに行われるようになった頃です。

昭和61年に、基準を求める声に応えるようにして建築センターから技術指針(既存建築物におけるアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針)が出されました。この時の作成作業には従事していませんが、行政官としてこの指針を広めるために、講習会の講師を務めながら全国行脚しました。

この建設業課時代に取り組んだ廃棄物問題をライフワークとするために、平成4年建設省を辞め、その後鹿島建設に入社しました。鹿島建設で建設廃棄物対策をはじめとする建設工事における環境問題に取り組む中でアスベスト問題にも関与していった訳です。

そんな時代の流れの中、平成17年2月に石綿則(石綿障害予防規則)が公布され、同じ6月にクボタショックと、アスベスト問題が一気に世間の注目を集めた時です。建災防(建設業労働災害防止協会)でも石綿則が公布される前から、マニュアルを準備していたらしく、石綿則が公布された後3月頃に当時の日本建設業団体連合会(日建連)に内容確認の依頼がきました。吟味してみると、石綿則通りのマニュアルで記載内容があまりにも現実と乖離した緩やかなものになっていました。実際の工事においては問題があると考え、当初4月に発刊予定だったマニュアルを急遽見直し、「保温材などレベル2の破碎を伴う除去の場合は、レベル1と同じように隔離をする」と修正し発刊してもらいました。1年後に改定された石綿則にマニュアルの内容を盛り込むといった変則的な形に対応していったいきさつがありました。これがアスベスト問題から抜け出せなくなったキッカケとなったできごとです。

それからは、環境省の石綿飛散防止専門委員会(中央環境審議会大気環境部会委員会)のメンバー、国交省の社会資本整備審議会アスベスト分科会の専門委員を勤めていたのですが、ある方から(一社)建築センターの石綿吹付け除去工事の審査証明事業のメンバーが足りないからとオファーを受けて、お引き受けした訳です。その後、鹿島を退社してから建廃協(建設廃棄物協同組合)の理事長を勤め、現在に至っています。



建設廃棄物協同組合
理事長 島田 啓三氏

Q. 外壁アスベストをはじめ、仕上塗材について今後の動向を教えてください。

本年4月に発刊された日本建築仕上材工業会の「技術指針」は民間のガイドラインであり、拘束力はありません。むしろ厚労省の徹底マニュアルの中にどのように組み込んでいくかが大切です。

今年度末発行予定のマニュアル2.04に盛り込まれることになりました。そうなれば、また規制が厳しくなると思われるかもしれませんが、いままで厳しくないと思っていただけです。例えば、人によって仕上塗材がレベル1なのかレベル3なのか判断が分かりますよね。でも厚労省では、吹き付けられた石綿はレベル1だと断言しているし、届け出もしてくださいと明言しています。石綿則の条文で、吹き付けられた石綿については、除去の際に隔離をなささいということになっているけど、そこで言う石綿とは0.1%以上石綿を含有している吹付け材を対象にしていますので、建築用仕上塗材も該当していました。いままで目をつぶっていただけのことです。ただ、ローラー塗や刷毛塗の場合は該当しないけど、削ぎ落とす時には同じように粉じんが発生する可能性があるので、十分に配慮してくださいと言っています。法律的な規制はありませんが…。ただ仕上がった状態では、それが吹付け工法なのかローラー工法なのか分からないので、一律に吹付け工法として扱っているのが、指針の考え方です。ただ、東京都ではマニュアルで明確にレベル3としており、現在でも届け出は要りません。大防法では、今のところ建築用仕上塗材を特定建築材料としていませんが、逆に、厚労省・監督署では、建築用仕上塗材に届出を求めているため、その手続きとしては監督署と齟齬がないようにしてくれという資料を県に出しています。

このように世の中が混乱しているときに、一つの考え方を示したのがこの指針なのです。厚労省、環境省にしても法律の条文に沿ってしか判断できないのは仕方ありません。だから、吹き付けられた石綿というものは、0.1%を超えて石綿を含有している材

(表面より) 料を吹き付けたものとすれば、吹き付けられた建築用仕上塗材も石綿含有吹付け材といわざるを得ない訳です。逆にローラー塗されたものは、石綿吹付け材とは言えないことになります。でも仕上がったものを見て施工方法が分からないときには、より安全基準側の工法で判断しますので、吹付け材としての括りになってしまうのです。そんなグレーゾーンを平たく割り切ってできたものがこの指針です。だから、これから建築用仕上塗材は工法にかかわらずレベル1に位置づけますと宣言した上で、できるだけ現実的に隔離工法をしなくてもいいような方に持って行きながら、しかもそれを役所や近隣にも認めてもらえるような、社会的に合意のとれるようなものを作ろうじゃないかというのが、今回の指針づくりの基本的な考えです。

いままで指針づくりにタッチされてきた方々の頭の中には、届け出は面倒、健康診断や特別教育をやることはうっとうしいもの、思っていたくらいがあります。だから東京都がいうように、できればこのままレベル3の扱いを継続したいという考え方があったと思います。ところがそこには大きな勘違いがあって、石綿則との関連からするとレベル3でも特別教育は要るし、石綿作業主任者の専任も必要なのです。さらに各種の事前調査はあるし、それに関連する掲示や告知等の付帯業務も全部やらなければいけません。ただ彼らは勘違いしてただけで、これからは認識を改めてもらえると思います。

また、どこそこで周囲をなにも囲まずに解体工事をやっているけど、危険はないのか?というクレームが公的機関の窓口が増えているということです。もともと、大防法でも石綿則でも事前調査をやらなければいけない。その事前調査の結果はすべて公表しなければいけないということになっているのに、それをせずに工事を進めるから問題になっているのです。逆に、これからは、すべての情報は最初から開示して、社会的に認められているこんな工法を使いますので安心ですということで役所が認めれば、近隣とのトラブルが少なくなるのだと発想を変えてもらえるような内容の指針になっています。

それでも説明会のあとに頂く質問では、民間の団体が作成して、いままで規制されていなかったことまで規制する方向になったのはおかしくないか?いままではこれといった処置もせずに壊していたのに、これからはコストをかけて事前処置をとらなければならなくなるのか?という内容の質問を結構いただきます。そこには手間やコストが増えるという考えで言われていると思いますが、いままでも規制されていたことを認識されておられなかっただけじゃないかと思えます。

今回もう一つの問題がわかりました。私自身、これまで仕上塗材を残したまま壊してもそれほど粉じんや、石綿は飛散しないと思っていました。ところが今回やった実験で、ディスクサンダーの粉じん飛散は当然認識していたものの、プレーカーでそのまま壊した時の粉じんの飛散が、ディスクサンダーに次いで出たという実験結果にはちょっと驚きました。これからは現状にそった何らかの規制があるのではないかと検討を始めているところです。

話は変わりますが、最近耳にした製薬会社社地に建設予定だ

ったマンションの工事が差し止めされた問題ですが、こうした近隣住民とトラブルってしまうのは、話し合いの途中でボタンを掛け違えたということが原因になっているケースがほとんどじゃないでしょうか。基本的には初めからキチンとした情報を開示することによって、トラブルは治まるというか納得してもらえる場合が多くありました。

実例を挙げれば、クボタショックがあった頃ですが、フランス人家族だけが住んでいるマンション前の戸建て住宅の解体工事で、屋根に住宅用化粧スレートが使われていました。厚労省の指導に基づき、レベル3についても掲示をしました。飛散防止措置としては、手ばらして湿潤化しながら解体するというものでした。その掲示を見て、マンション住民から石綿含有建材の解体工事だから隔離してやりなさいというクレームが付き、一時的に揉めたことがありました。そのときは、試験的に一部を解体し、工事現場周辺の粉じん測定をするのでその結果を見て判断して欲しい。皆さんがバカンスを楽しまれている期間中に実施するので、飛散に合う危険もありません。ということで試験施工の結果、問題なく工事を終わらせた経験があります。情報公開をする事の良し悪しはあるかもしれませんが、最後は誠意を持った対応がモノを言うのではないかと思います。

今回の指針の対象は仕上塗材ですけど、取り上げていないだけでまだ沢山の建材またその工法があります。が、それをどこまで追求すればいいのか?例えば、モルタル補修材はコテ仕事なので、吹き付けすることはありえないでしょう。となると膜というよりコンクリートと一体化している筈なので、コンクリート躯体まで含めて考えると0.1%を超える訳はありません。それなら、もう石綿含有建材という定義から外してもいいのではと思います。一概に結論できませんけれど、これからは状況に応じたデータを積み重ねることによって、ここまでは絶対守ることだけ、ここからは規制しませんよという棲み分けがあってもいいのではないかという気がしています。

—————今日はお忙しい中、貴重なご意見をお聞かせいただきましてありがとうございました。

編集後記

石綿含有建築用仕上塗材の処理対策という、非常にホットなテーマを聞かせていただきました。本文にも記述があるように、島田さんは(一社)日本建築センターのアスベスト処理技術等の建設技術審査証明事業のメンバーとして、石綿処理工事等について熟知されておられます。そのため今回の話は非常に明確でした。

クボタショックから11年を経ましたが、未だ現場と法規制の間には困難な問題が潜在しています。今後、厚生労働省の石綿技術指針に基づくマニュアルが改訂されるたびに、より具体的なアスベスト処理対策が提示されることを期待します。この瓦版では、アスベスト問題に限らず、環境問題のタイムリーな話題を皆様にお届けしてきました。今後も「環境」をキーワードに、建設工事業に携わっておられる皆様のお役に立てる紙面づくりをしたいと思います。

ご意見をお聞かせ下さい。

(文責:佐川)

発行

作業現場の快適のために——
レンタル、販売から工事施工まで

Sanwa Renotech

サンワ・リノテック株式会社
www.sanwa-renotech.com

アスベスト サンワ で検索できます

〒551-0033 大阪市大正区北恩加島1丁目17番4号
TEL06(6551)0024 FAX06(6554)1057
関東営業所 〒210-0803 神奈川県川崎市川崎区川島
1-22-11-113 TEL044(266)9190 FAX044(266)9191